

CINOVA月額コワーキングスペース利用規約

第1条（目的）

- 1 本規約は、CINOVA YAMANASHI（以下「本施設」という。）が提供するコワーキングスペース（以下「コワーキング」という。）の利用に関し、利用者が遵守すべき事項を定めるものであり、利用者は本規約に同意のうえ利用するものとする。
- 2 本規約において「施設運営者」とは、山梨県および山梨県から本施設の運営を委託された事業者をいう。

第2条（適用範囲）

本施設の利用にあたっては、本規約のほか、別途定める「CINOVA YAMANASHI利用規約」および関連する条例、規則、施設運営者の指示を遵守するものとする。

第3条（利用時間及び休館日）

- 1 コワーキングスペースの利用時間は原則24時間（午前0時から午後12時まで）とする。ただし、休館日および21時から9時までの利用は、事前にコミュニティマネージャーの許可を要する。
- 2 本施設の休館日は次のとおりとする。
 - (1) 日曜日及び月曜日
 - (2) 12月29日から翌年1月3日まで
 - (3) 施設運営上、管理者が必要と認めた日
- 3 本施設は、施設運営上の必要により、利用時間および休館日を変更する場合がある。
- 4 利用者は、施設が定める入退館方法を遵守し、入退館カード等を第三者に譲渡または貸与してはならない。紛失・管理不備により生じた損害については、利用者がその責を負う。

第4条（利用承認）

- 1 コワーキングスペースの利用には、施設運営者による承認を要する。
- 2 次のいずれかに該当する場合、利用の承認を拒否または取消すことがある。
 - (1) 公序良俗に反するおそれがある場合
 - (2) 施設の設置目的に反する場合
 - (3) 施設・設備を損傷するおそれがある場合
 - (4) 管理運営に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (5) 反社会的勢力の利益に供するおそれがある場合
- 3 施設運営者は、利用承認に際して必要な条件を付すことがある。

第5条（利用資格）

- 1 コワーキングスペースの利用者は、別紙に定める利用資格を満たす者とする。
- 2 施設運営者は、利用者が利用資格を満たさなくなったと認める場合、利用を停止または承認を取り消すことがある。
- 3 利用者は、自身および役員等が反社会的勢力に該当しないことを保証するものとする。

第6条（利用料金及び支払方法）

- 1 利用者は、条例で定める利用料金を指定の方法により支払うものとし、既に納入された料金は理由の如何を問わず返還しない。
- 2 利用料金は、別表：料金表による。
- 3 支払確認が期限までに行われない場合、施設運営者は随時督促を行う。
- 4 本施設の住所を法人登記に使用する場合、1か月あたり2,500円を加算する。
- 5 条例に基づき、利用料金の全部または一部を免除する場合がある。
- 6 会議室等、別途料金が必要なサービスの利用は、別表：料金表に従う。
- 7 法令改正や経済情勢の変化に応じ、利用料金の額を改定することがある。

第7条（遅延損害金）

利用者が利用料金の支払いを期限までに行わない場合、法定利率に準ずる遅延損害金を支払うものとする。

第8条（禁止事項）

- 1 利用者は、次の行為を行ってはならない。
 - (1) 他の利用者や第三者に危害又は迷惑を及ぼす行為
 - (2) 施設・設備を損傷する行為
 - (3) 公序良俗に反する行為
 - (4) 管理上支障がある行為
 - (5) 定められた方法・ルールに反する設備・備品の使用
 - (6) その他、施設運営者が不適切と判断する行為
- 2 前項に違反した場合、利用停止又は退去を命ずることがある。

第9条（暴力団排除）

- 1 施設運営者は、利用者または役員等が暴力団員等に該当するか否かを警察当局に照会できるものとする。
- 2 暴力団員等に該当することが判明した場合、利用承認を拒否または解除することがある。

第10条（利用期間・解約）

- 1 利用期間は登録日から当月末までとし、解約の申し出がない限り条例に定める範囲内で1か月単位で自動更新する。
- 2 利用者の都合により利用内容を変更又は取消す場合は、専用アプリから手続きを実施すること。当月までに手続きを完了した場合、翌月末に適用される。
- 3 利用者が本規約に違反した場合、利用承認を取り消すことがある。
- 4 やむを得ない事情がある場合、施設運営者は利用を停止又は解除することがある。

第11条（原状回復）

- 1 利用終了時には、利用者の責任により生じた汚損・破損等を原状に回復する。
- 2 原状回復には修繕・清掃・設備交換等を含み、自己負担で速やかに実施するものとする。

- 3 履行がない場合、施設運営者が代行し、その費用を請求することがある。
- 4 改装・修繕等は事前承認を要し、必要に応じて立会いを求めることがある。

第12条（損害賠償・知的財産・秘密保持）

- 1 利用者が規約違反により施設又は第三者に損害を与えた場合、賠償責任を負うものとする。
- 2 利用者間又は第三者との紛争について、施設は責任を負わない（施設に故意又は重過失がある場合を除く）。
- 3 施設内での活動により生じた知的財産権は利用者に帰属する。ただし、第三者の権利侵害があった場合は利用者が責任を負う。
- 4 利用者は、利用を通じて知り得た他の利用者又は施設の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。
- 5 個人情報、山梨県プライバシーポリシーおよび本拠点の運営を県から委託された事業者のプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱う。

第13条（セキュリティカード・入退館管理）

- 1 施設出入り用カードの貸与を受けた利用者は、複製・譲渡・転貸をしてはならない。
- 2 紛失・破損時は速やかに報告し、再発行費用は利用者が負担する。
- 3 利用終了時には速やかにカードを返却するものとする。

第14条（通知及び連絡）

- 1 登録情報に変更が生じた場合、速やかに届け出るものとする。
- 2 連絡は、施設の定める方法により行うものとする。
- 3 登録先への通知は、発信時点で到達したものとみなす。

第15条（準拠法及び管轄）

本規約は日本法に準拠し、本施設に関する紛争が生じた場合は、山梨県庁所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。

第16条（協議事項）

本規約に定めのない事項または疑義が生じた場合は、民法その他関係法令に基づき、誠意をもって協議し解決を図るものとする。

第17条（その他）

- 1 本規約に定めのない事項は、関連規定および一般法令に従う。
- 2 地震、火災、感染症、停電、法改正等により運営が困難な場合、事前通知なく一時的に施設提供を停止または中断することがある。この場合に生じた損害・不利益について、施設運営者は責任を負わない。
- 3 本規約の内容は、必要に応じて追加・改訂を行うことがある。重要な事項を改訂する場合は、メール、公式ホームページ、施設掲示等により通知する。

【附則】

本規約は、2025年11月5日から施行する。

利用料金について

(単位：円)

施設区分	利用区分 午前 9～12	午後 12～17	夜間 17～21	終日 9～21
コワーキングスペース	400 (1日あたり)			
会議室	100 (1時間あたり)			
第1 イベントスペース	1,500	2,500	2,000	6,000
第2 イベントスペース	4,800	8,000	6,400	19,200
第3 イベントスペース	900	1,500	1,200	3,600
調理室	600	1,000	800	2,400
撮影室	300	500	400	1,200
作業スタジオ	無料 (材料費のみ実費)			
木加工ルーム	無料			
月 額 利 用				
コワーキングスペース 住所の登記	3,400 2,500			
入居用個室1	76,800			
入居用個室2	33,600			
入居用個室3	33,600			
入居用個室4	99,600			
入居用個室5	28,800			
入居用個室6	28,800			
入居用個室7	78,000			
入居用個室8	68,400			
入居用個室9	102,000			
入居用個室10	56,400			
入居用個室11	56,400			

利用資格について

【オフィス会員】

- 中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項に規定するものをいう。)のうち次のいずれにも該当する者
 - 一 地域経済の活性化に資する事業計画を有する者であること。
 - 二 県内において事業を行い、又は行おうとする者であること。
- 山梨県の指名停止期間中の者でないこと。
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 反社会的勢力又はそれに関わるものとの関与がないこと。
- 事業創出・事業開発・共創に関心があること。

【月額ワーキング会員】

- 山梨県の指名停止期間中の者でないこと。
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 反社会的勢力又はそれに関わるものとの関与がないこと。
- 事業創出・事業開発・共創に関心があること。